

# 名古屋港管理組合公報

平成26年11月14日

(金曜日)

第547号

目次	例
○名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	2
○指定管理者の指定	3
○名古屋港ポートビル施設の供用休止	3
○臨港緑地の変更	3

## 条 例

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十六年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和三十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（貸付け）

**第三条の二** 管理者は、前条の規定にかかわらず、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十三条の十一第一項に規定する埠頭群を構成する港湾施設を法附則第三十一項の規定によりみなして適用される法第五十五条第四項の規定により港湾運営会社（法第四十二条の十一第十二項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）に貸し付けるものとする。

2 港湾運営会社は、何人に対しても貸し付けられる港湾施設の使用に関し、不平等な取扱いをしてはならない。

第七条第二号中「使用料」の下に「（使用者が港湾施設を使用する場合に納付する別表に掲げる使用料をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「別表に掲げる」を削り、同条第二項中「得ないで使用」の下に「（第三条の二第一項の規定に係るものを除く。）」を加え、「前項の」を削る。

付則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則第二項に見出しとして「（名古屋港管理組合港湾施設使用条例の廃止）」を付し、付則第三項に見出しとして「（経過措置）」を付し、付則に次の二項を加える。

（貸付けの特例）

4 管理者は、第三条の二第一項の規定により港湾施設を港湾運営会社に貸し付ける日の前日までの間は、同項の規定にかかわらず、法附則第二十項に規定する特定埠頭群を構成する港湾施設を法附則第二十六項の規定によりみなして適用される法第五十五条第四項の規定により特例港湾運営会社（法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社をいう。）に貸し付けることができる。

5 前項の規定による港湾施設の貸付けについては、第三条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「港湾運営会社」とあるのは、「特例港湾運営会社（法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社をいう。）」と読み替えるものとする。

別表中「第十一条」を「第七条、第十一条―第十六条、第三十一条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例（平成二十四年名古屋港管理組合条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「者」の下に「（以下「借受者」という。）」を、「なお従前の例による」の下に「。この場合において、借受者は、何人に対しても当該港湾施設の使用に関し、不平等な取扱いをしてはならない」を加える。

# 規 則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第七号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 雑則（第七十五条―第八十一条）」を「第十四章 貸付け（第七十四条の二）  
第十五章 雑則（第七十五条―第八十一条）」に改める。

第十四章を第十五章とし、第十三章の次に次の一章を加える。

### 第十四章 貸付け

**第七十四条の二** 第八条、第十条、第三十四条、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条及び第六十二条の規定は、条例第三条の二第一項の規定による港湾施設の貸付けについては、適用しない。

2 この規則に定めるもののほか、条例第三条の二第一項の規定による港湾施設の貸付けに関し必要な事項は、港湾運営会社（港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社をいう。）と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとする。

付則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、付則第二項に見出しとして「（名古屋港管理組合港湾施設使用条例施行規則の廃止）」を付し、付則第三項の前に見出しとして「（経過措置等）」を付し、付則に次の一項を加える。

（貸付けの特例）

5 条例付則第四項の規定による港湾施設の貸付けについては、第七十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第三条の二第一項」とあるのは「付則第四項」と、同条第二項中「港湾運営会社（港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社をいう。）」とあるのは「特例港湾運営会社（港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）附則第二十項に規定する特例港湾運営会社をいう。）」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。  
平成26年11月14日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
新舞子ポートパーク	名古屋市熱田区神戸町1001番地 新舞子ポートパーク運営共同企業体 代表者 服部 正樹

### 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

## 名古屋港管理組合告示第45号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。  
平成26年11月14日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

- 1 休止対象施設  
南極観測船ふじ
- 2 休止の理由  
甲板等塗装工事に伴い必要があるため
- 3 休止期間  
平成26年12月15日から平成27年3月27日まで（103日間）

## 名古屋港管理組合告示第46号

次の臨港緑地は、平成26年11月1日から次のとおり変更した。  
平成26年11月14日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

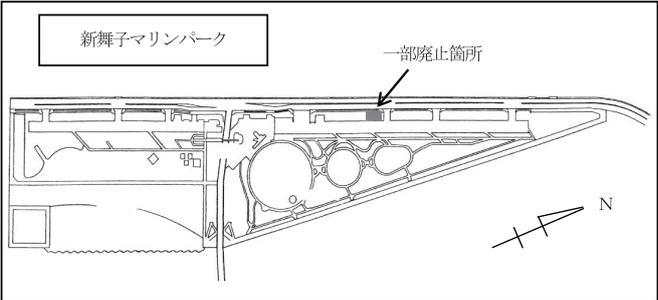
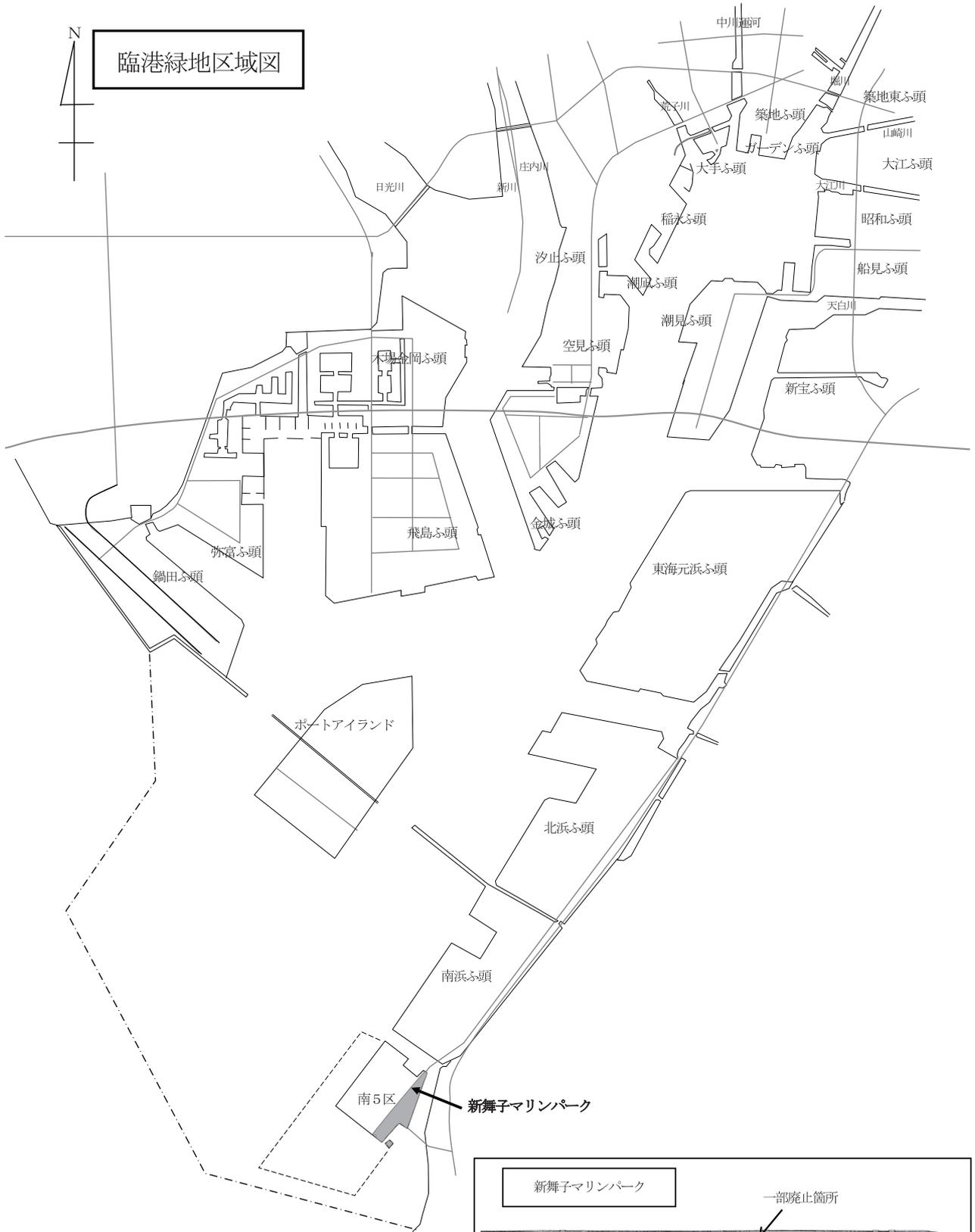
### 変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新舞子マリパーク	知多市緑浜町2番地、2番4	別添図示 (略)	人工海浜（ブルーサンビーチ） 駐車場（海水浴場開設期間中のみ有料） 散策、休息施設

### 変更後（一部廃止）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新舞子マリパーク	知多市緑浜町2番地、2番4	別添図示	人工海浜（ブルーサンビーチ） 駐車場（海水浴場開設期間中のみ有料） 散策、休息施設

臨港緑地区域図



発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合